

最高裁秘書第1996号

令和8年6月15日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

3月12日付け（同月16日受付、第070406号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和8年4月の弁護士任官者研究会に関する以下の文書

- ① 研究会参加予定者に送付した事務連絡（日程表、参加者名簿等が添付されたもの）
- ② 配付資料の目次
- ③ 参考統計表の目次

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）